

# 都道府県の家畜衛生公務員等獣医師確保対策 アンケート結果概要

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

令和5年7月

家畜衛生公務員等獣医師確保対策について、アンケートに御協力いただきありがとうございました。集計した取組のうち、特徴的なものを以下に抜粋しましたので、今後の獣医師確保対策等の参考としてください。詳細情報については、次ページ以降のとりまとめ表をご覧ください。

1. インターンシップ—————2
  - 高校生・社会人を対象としたインターンシップ（秋田県、鳥取県、大分県、宮崎県）
  - 「お試し勤務制度」（有給の就業体験制度）（福井県）
2. 就職説明会—————5
  - OB・OGの派遣（福島県、千葉県など）
  - 高校生を対象としたPR（熊本県、大分県、青森県）
  - SNSの活用や動画作成（鳥取県、島根県、山口県など）
3. 採用条件の緩和—————8
  - 試験日を複数設定（年3日）（栃木県）
4. 出張講義等—————12
  - 大学と連携した業績発表会（青森県）
  - 博士号を有する職員の派遣（山形県）
5. 既卒者を対象としたPR活動—————15
  - 既卒者向け奨学金残額一括返済給付事業（島根県）
  - 獣医職業マッチングサイト（鳥取県）
6. 産休・育休職員の代替職員の確保—————17
  - 県庁主務課に獣医師を過員配置し、人員不足時に異動（広島県）
7. 若手職員の早期離職対策—————19
  - 大学院通学に係る旅費支援（島根県）
  - 希望分野への配属（岩手県）
8. 成長できる環境づくり—————22
  - 米国政府機関、海外と畜場への職員派遣（宮崎県）
  - 博士号取得、論文執筆、学会発表（北海道、佐賀県）
9. 業務・労働環境改善—————26
  - 獣医師以外の者が担える業務は獣医師以外が従事
  - 知事認定獣医師による豚熱ワクチン接種
10. その他—————29
  - 小学校、中学校、高校への出張講座、施設見学（北海道、秋田県、福井県など）
  - PR動画作成（静岡県、鳥取県など）

## 家畜保健衛生所に勤務する獣医師の給与の状況

## ○適用給料表及び令和5年度初任給月額

給与表	都道府県数	令和5年度初任給月額
特定獣医師職給料表	2 (徳島県、福岡県)	220,800～223,500 円
医療職給料表 (二)	40	205,500～226,000 円 (最高：福島県)
行政職給料表 (一)	5	203,700～210,100 円 (最高：山口県)

## ○給与の調整額

(職務内容や特殊な勤務条件の職員に対して給与に加算して支給)  
導入している都道府県：25 (うち1件は病性鑑定担当のみ)

## ○初任給調整手当の支給

(専門知識を必要とし、補充困難な職に採用された職員に一定期間支給される都道府県)

適用している都道府県：41

初年度支給額：30,000～60,000 円

最高：鳥取県、島根県、鹿児島県

※ 宮崎県はR6.4月から70,000円)

支給年数：10年～20年

最高：北海道、富山県、岐阜県、鳥取県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、  
鹿児島県

## ○業務手当

(日額又は月額で支給、支給額や支給対象は都道府県により異なる)

家畜保健衛生所業務手当

獣医師手当

防疫業務手当

高病原性鳥インフルエンザ等まん延等防止作業の特殊勤務手当

など

(出典：令和5年度家畜衛生関係状況調査結果)

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第14次地方分権一括法案)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和6年3月15日  
閣議決定

(参考資料7)

## 基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「**提案募集方式**」を**導入**
  - ◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

## 主な経緯等

- 平成25年  
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足
- 平成26年  
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定  
(以後、第5次～第13次 一括法成立)
- 令和5年  
6月下旬 提案団体からのヒアリング  
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング  
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング  
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承  
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定  
" 同方針を閣議決定
- 令和6年  
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

## 法改正事項の概要(8事項9法律)

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築  
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)  
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化  
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止  
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用  
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し  
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化  
(公有地の拡大の推進に関する法律)

## 施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

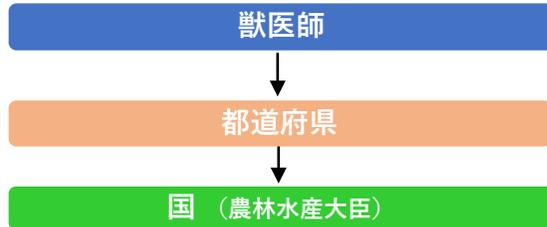
# オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止（獣医師法）

現  
行

○獣医師は、2年ごとに、住所、氏名、勤務先等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない

○届出は**紙**又は**オンライン**(※)により提出される

<届出の流れ> (※)令和4年度からオンライン届出を開始



施行日：公布の日から起算して3月を経過した日

## 支障

都道府県



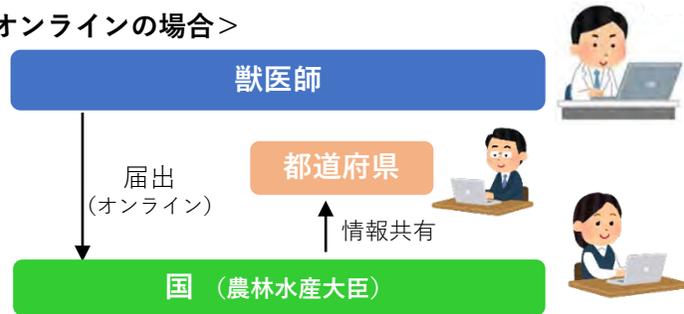
○オンラインによる届出の場合も、都道府県はシステム上での国への送付処理を要するため、**事務負担が発生**

見  
直  
し  
後

○オンラインによる届出の場合、**都道府県経由を不要**とし、獣医師が直接、**国に届け出ることとする**

※紙での届出は、届出者の利便性確保のため、現行どおり都道府県を経由

<オンラインの場合>



## 効果

○都道府県における届出に係る作業の効率化が図られ、**事務負担が軽減**



【担当者素案】

年12月31日現在)

(1) 登録番号	第 <input type="text"/> 号	(2) 本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3) 登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日	(4) 生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日
(5) 氏名	ふりがな	(6) 性別	男・女
(7) 現住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道府県	電話( <input type="text"/> - <input type="text"/> )	
(8) メールアドレス	<input type="text"/>		
(9) 主たる職業 ((10)から(12)までの各項目について最も該当するものを○で囲むこと。 該当するものが2つ以上ある場合は、(18)備考(15)従たる職業の概要欄に(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。)			
(10) 業務の種類	(11) 業務の内容	(12) 勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職(学生、その他) i 獣医系大学の大学院生 ii その他学生 iii その他  ※ I 又は II を○で囲んだ者は、I の i から v まで又は II の i から iii までの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。 ※ VI を○で囲んだ者は、i から iii までの該当する数字を一つ選択し、○で囲むこと。	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他  (5又は10を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。)	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国公立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人等 13 その他  (04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。) ① 本庁等 ② 検査指導機関 ③ 家畜保健衛生所等 ④ 保健所等 ⑤ 食肉衛生検査所等 ⑥ その他	
(13) 勤務先の名称	ふりがな		
(14) 勤務先の所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道府県	電話 ( <input type="text"/> - <input type="text"/> )	
(15) 従たる職業の概要			
(15) 業務経験			
① 臨床経験 (産業動物診療)	有・無 有の場合は年数を記入年	② 臨床経験 (小動物診療)	有・無 有の場合は年数を記入年
(10) 防疫業務への協力	可・不可 (防疫業務とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の表の上欄に掲げる家畜の伝染性疾患の発生を予防し、及びまん延を防止することに係る業務をいう。)	(178) (任意) 出身地	都道府県 <input type="text"/> ・外国 <input type="text"/>
(189) 備考			
(19) 出身大学			
任意。なお、獣医師国家試験の受験資格となった大学名(現在の校名を記載すること)			

## 注意

- 1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。(登録事項の変更等で免許証の交付を2回以上受けている場合は、免許証裏面に記載された登録年月日を記入すること。)
- 2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
  - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
  - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成4年政令第273号)第2条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
  - 三 I及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 特定組合 農業保険法(昭和22年法律第185号)第73条第4項に規定する特定組合をいう。
  - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。
  - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。
- ~~4 従たる職業の概要には、(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。また、(10)のI又はIIを業務の種類として選択した場合には、Iのiからvまで又はIIのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(11)の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。~~
- 45 臨床経験(産業動物診療)及び臨床経験(小動物診療)の年数には、獣医師名簿に登録されてから現在までの間における通算の産業動物診療及び小動物診療の経験年数をそれぞれ記入すること。
- 56 出身地(任意)には、高等学校等の卒業までに過ごした期間が最も長い都道府県を記入する。外国の場合は「外国」を丸で囲むこと。
- 67 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を(19)備考欄に記入すること。
- 78 本届出書の利用目的は、次のとおりである。
  - 一 農林水産省において、獣医師の届出状況を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
  - 二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
  - 三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
- 四 農林水産省において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第一百五十六条第一項の規定により届け出された届出情報を、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等目的の範囲内で、当該獣医師の住所地を管轄する都道府県へ提供すること。
- 五 届出先の都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。

# 獣医療広告制限が変わります！

～令和6年4月1日から、獣医療に関する広告制限が変わります～ (参考資料9)

獣医師の皆様におかれては、改正内容を理解し飼育者へ適切な情報提供をお願いします。

## 改正のポイント

獣医師への**正確かつ適切な情報提供の努力義務**を課しました！

獣医師の**専門性**※、**経歴**の広告が可能



※ただし、農林水産大臣の指定するものが認定した専門性に限る。

様々な**診療行為**の広告が可能



ただし、以下の併記が必要

- ① 問合せ先
- ② 主なリスク、副作用
- ③ 診療の内容
- ④ 費用

**ウェブサイト**も適切な**情報発信**の推進



詳しくは、**獣医療広告ガイドライン**を確認し、**飼育者**等が提供される**獣医療サービス**を**正しく理解し、適切に選択**できるようにお願いします。



獣医療広告ガイドラインを含む

「獣医療広告制限見直しについて」は、こちらから →

もしくは、以下のURLからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html>



## IV 動物用医薬品等の安定供給、有効性及び安全性の確保等 (薬事安全企画班・薬事監視指導班・薬事審査管理班関係)

### 1. 動物用医薬品等の安定供給

国内での豚熱や高病原性鳥インフルエンザの続発のほか、我が国の近隣国でのアフリカ豚熱の発生など、ワクチンや消毒薬等の防疫に必要な動物用医薬品等の安定供給の重要性は、日増しに高まっている。

豚熱については、昨年8月に佐賀県の飼養豚で発生し、ついに養豚の主要産地である九州への侵入が確認されたところ。この発生を受け、九州7県での豚熱ワクチン接種が開始されたところだが、メーカー各社のご協力もあり、ワクチン及び関係資材の供給に支障は生じていない。農林水産省としては、引き続きメーカーと連携し安定供給に努めていくので、計画的な調達にご協力をお願いしたい。また、国産豚熱経口ワクチンの開発については、昨年度事業で、試作品のさらなる改良、安全性試験、散布実証試験等を実施したところ。令和5年度補正予算において、ワクチン接種率や安定性を向上させるための改良や製造機器導入を行うための増産加速化対策事業を措置することとなっており、本年度中の散布を目指して引き続き取り組んでいく。

高病原性鳥インフルエンザの史上最大規模の発生が確認された令和4年度シーズン以降、防疫用消毒薬について、メーカーの在庫状況を注視しているところ。今シーズンも不足の懸念があるとは聞いておらず、引き続き安定供給が図られるようしっかり対応していく。

また、ワクチンについては、薬剤耐性対策という観点からも、必要な製品を迅速かつ安定的に供給できる体制を確保する必要性が高まっている。農林水産省としても戦略的に取り組む必要がある課題と考えており、今後検討を進めて行くこととしている。

### 2. 動物用医薬品の適正使用の徹底

動物用医薬品の不適正使用により、食品の安全に問題が生じうることを常に認識し、獣医師、生産者、動物用医薬品販売業者等は、それぞれの責務を果たすことが必要である。昨年度には、医薬品残留による大規模な食品の回収事案や、海外向け畜産物の輸出停止等の発生があったところ。

引き続き、これらの者に対しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）を参考として、①未承認医薬品の使用の禁止、②動物用医薬品の使用基準の遵守、③要指示医薬品の取扱い等について、指導の徹底をお願いする。

また、公衆衛生部門より食品中の動物用医薬品の残留事例の報告等があった場合は、薬機法第69条第6項に基づく生産者への立入検査を実施し、原因の究明等を実施していただくよう御協力をお願いする。

### 3. 動物用医薬品等の輸入監視

海外から輸入された未承認の動物用医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の販売・授与も禁止されている。

このため、個人（獣医師、動物用医薬品等取締規則第 24 条で定める対象動物以外の動物の所有者）によって輸入される動物用医薬品等が、薬機法上、適正に輸入・使用されるか否かを確認するため、輸入者に対し、医薬品及び再生医療等製品については薬機法第 56 条の 2 で定める輸入確認申請書の提出を求めるとともに、医薬部外品及び医療機器については、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成 26 年 11 月 17 日 26 消安第 4019 号農林水産省消費・安全局長通知）で定める輸入確認願の提出を要請している。令和 5 年度の輸入確認申請及び輸入確認願の提出件数は 3,397 件であった。

動物用医薬品等の輸入確認申請等提出件数の推移

年度	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	3,278	5,831	5,525	6,343	5,132	3,931	3,531	3,397

### 4. 動物用医薬品等の製造販売業の許可等の現状

令和 6 年 4 月現在の製造販売業者数はのべ 557 業者（前年度 549 業者）、製造所数は 798 か所（前年度 768 か所）、外国製造所数 937 か所（前年度 920 か所）であった。

動物用医療機器の修理業について、令和 3 年 4 月現在の事業所数は 793 か所（前年度 763 か所）であった。

### 5. 動物用医薬品販売業者の許可の現状

令和 5 年 4 月現在の動物用医薬品の販売業者数は、専業及び兼業合わせて 9,803 か所（前年度 10,542 か所）。そのうち、店舗販売業は 2,003 か所（前年度 2,056 か所）、特例店舗販売業は 6,623 か所（前年度 7,231 か所）。

動物用医薬品を専業で取り扱っている販売業者は 6,710 か所で、うち特例店舗販売業が 6,102 か所とそのほとんどを占めている。

### 6. 動物用医薬品製造販売業者等に対する監視指導

薬機法の改正により、業者の法令遵守体制の確保が義務化された中、動物用ワクチンメーカーにおける薬機法の違反事例が発生し、昨年 12 月に業務改善命令等の行政処分を実施。安全な動物用医薬品の安定的な供給の確保のためには、不適正事案の未然の発生防止が肝要である。薬機法違反の再発防止のためにも、今後も引き続き無通告の立入検査、各種講演会での法令遵守の周知徹底等をもって、動物用医薬品業界全体の意識向上に取り組んでまいりたい。業者の許可時の立入検査を実施いただく際等、折に触れ啓発する等御協力をお願いしたい。

## 7. 動物用医薬品等の承認プロセスの改善

- (1) 安全性、有効性及び品質を確保された動物用医薬品等を迅速に現場に供給するために、承認プロセスの合理化、効率化に取り組んでいる。
  
- (2) ドラッグラグを解消し海外の有用な製剤をいち早く使用者が利用できるため、また、日本の高性能、高品質な動物用医薬品の海外輸出を促進するための取組として、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際調和（VICH）活動に参加している。VICHは、動物用医薬品の承認審査資料を日米欧三極で共通的に使用できるように各種ガイドラインの作成を行う活動であり、これまでに約60件の国際ガイドラインを作成している。平成8年の正式発足以降、日本から農林水産省職員や専門家を派遣しており、昨年（2010年）の東京に続き、本年（2011年）はオランダにて運営委員会会合等が開催される予定となっている。

## V 薬剤耐性（AMR）対策 （薬剤耐性対策班・飼料安全基準班関係）

### 1. 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）の策定

薬剤耐性対策については国際的に最重要課題の一つとなっており、平成 27（2016）年に策定された世界保健機関のグローバルアクションプランに基づき、我が国でも、平成 28（2017）年 4 月に関係閣僚会議により「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2017-2020）」を決定、新型コロナウイルス発生のための 2 年間の延長も含め 7 年にわたり対策を推進してきた。

昨年、新たに「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」（以下「新アクションプラン」という。）が策定され、令和 5（2023）年度以降 5 年間で対応すべき取組とともに、新たな成果指標が設定された。

・新たな成果指標

#### ① 耐性率

対象菌種は健康家畜由来大腸菌、対象薬剤はテトラサイクリン、第 3 世代セファロスポリン、フルオロキノロンの 3 剤である。2027 年の目標値は、過去約 10 年の動向調査における耐性率の傾向から、畜種（牛、豚、鶏）別に設定。

#### ② 使用量（動物用抗菌剤の製造販売量）

畜産分野について、動物用抗菌剤を 2020 年比で 15%削減（目標 533 t）、フルオロキノロン等の第二次選択薬を 27 t 以下に抑える目標値が新たに設定。

### 2. 畜産分野における抗菌剤の削減に向けて

「新アクションプランの策定に基づく薬剤耐性対策の推進について」（令和 5 年 5 月 31 日付け 5 消安第 827 号農林水産省消費・安全局長通知）

畜産分野及び愛玩動物分野における薬剤耐性対策の推進強化についての対応方針をそれぞれ示したところ。

2022 年における動物用医薬品の製造販売量が公表されており、畜産分野における動物用抗菌剤は 573 t で、2027 年に向けて更なる削減を進める必要がある。

改めて普及啓発資料とともに、薬剤耐性対策の推進の現場への周知をお願いする。

### 3. 今後の取組について

令和 5 年度は、普及啓発の一環として、薬剤耐性対策に関するミニセミナーを開催したところ。令和 6 年度においても引き続き、セミナー開催といった普及啓発を行うとともに、家畜別の対応の検討を進める予定。

適宜、案内をするので関係者への周知をお願いする。

#### （参考）EU の新たな動物用医薬品規則について

EU の動物用医薬品規則の改正に伴い、人医療に限定される抗菌剤リストに掲載されている抗菌性物質の家畜への投与が禁止された。この禁止は、EU に畜水産物を輸出する第 3 国にも 2026 年 9 月 3 日から適用される。

このリストには、我が国で牛に動物用医薬品としての承認があるホスホマイシンが該当しているため、ホスホマイシンを一度でも投与した牛を由来とする牛肉は EU 向けに輸出することができない。

このため、ホスホマイシンの使用に関する記録及び代替薬の使用の検討を獣医師、生産者等の関係者に周知いただきたい。